

判例研究

〔商法四五六〕 有限会社において、持分譲渡に伴わずに生じた「失念持分」の帰属先

〔判示事項〕

閉鎖会社である有限会社においては、増資の際、名義上の社員が割当を受けて会社から持分を付与された場合、不当利得の法理を適用し、実質的な社員は、名義上の社員に對し、名義上の社員により払い込まれた増資分の出資金を支払うことと引き換えに、名義上の社員に付与された持分それ自体の取得を求めることができると解すべきである

〔参考条文〕

有限公司法第五一条、民法七〇〇三条

Y₁有限公司における設立（昭和四四年二月四日）当初の

〔事実〕

Aが死亡した平成二年一月一五日以降、Aを相続したY₂～Y₆と本件原告Xとの間でY₁会社の持分について争いとなつた。これにつき、東京高判平成一三年四月二六日（平成一二年（ネ）五四二三号）は、XとAがともに一〇〇万円（出資口数一〇〇〇口に相当）ずつ出資してY₁会社を設立したので、上記社員名簿の持分（a）のうち二分の一にあ

千葉地判平成一五年五月二八日
平成一四（ワ）七七号、一二三八号出資口数確認請求事件、出資金
持分引渡請求事件
金融・商事判例一二五号五一頁

たる持分が実質的に X に帰属するとして、上記各名義人の持分のうちそれぞれ二分の一（合計一〇〇〇口）が X に帰属する旨を確認した（同年九月四日確定）。そして右判決後、Y₁ 会社は一〇〇〇口の出資口数を有する社員として X を社員名簿に登録した。

一方、Y₁ 会社は、平成八年三月一二日、出資口数一口あたり〇・五口の割合で増資したが（本件増資）、この増資の手続につき、Y₁ 会社は X に対して通知等を一切なさなかつた。本件増資の結果、Y₁ 会社の出資総口数は三〇〇〇口となり（出資金全額「一〇〇万円」）が Y₂ ～ Y₆ により払い込まれている）、本件口頭弁論終結時における Y₁ 会社社員名簿上の出資口数は次のとおりとされた。すなわち、A（相続人代表 Y₂）が四〇〇口、Y₂ が四〇〇口、Y₃ が五〇〇口、Y₄ が五〇〇口、Y₅ が一〇〇口、Y₆ が一〇〇口、X が一〇〇口（以上の出資口数関係を⑤とする）。このような出資口数関係は、上記④を基礎にして、本件増資による出資口数を計算し（A および Y₂ ～ Y₆ の各出資口数が五割増しになる）、その上で、一〇〇〇口分を X の持分として、A および Y₂ ～ Y₆ の各持分から差し引いた結果である。

X は、平成一三年七月一七日、本件増資による自己の増加出資口数五〇〇口分の出資金五〇万円を Y₁ 会社に送金し

（Y₁ 会社はこれを供託した）、さらに、平成一四年一二月一二日から一七日にかけて、Y₂ らのために、本件増資による出資額の二分の一にあたる合計五〇万円をそれぞれ供託した。X の主張する持分関係は、A（相続人代表 Y₂）が三〇〇口、Y₂ が三〇〇口、Y₃ が三七五口、Y₄ が七五〇口、Y₅ が七五〇口、X が一五〇〇口（以上の出資口数関係を⑥とする）。これは、④の出資口数関係につき各人の持分を半分にし、減じた分（一〇〇〇口）が X の持分だとした上で、それぞれの持分を本件増資により一・五倍した関係である。

以上の事実関係を前提にして、X が Y₁ 会社（代表取締役 Y₃）に対して、社員名簿の記載⑤を⑥のように書き換えることを求めたのが本件甲事件。そして、X が Y₂ ～ Y₆ に対して、⑥ではなく⑥の出資口数関係であるとの確認を求めたのが本件乙事件である。

〔判 旨〕

「本件増資の際に、X が実質的権利を有していた合計一〇〇〇口の持分に対して割り当てられた出資引受権は、実質的権利者である X に帰属するものであるから、Y₂ らが、社員名簿に従い Y₂ らに形式的に割り当てられた出資引受権を

行使して、本件増資による増資分合計五〇〇口の持分を得たことは、実質的には、何ら法律上の原因なくして、Xに帰属すべき財産権を取得したものと評価することができる。

そして、閉鎖会社である有限会社においては、社員にとって、通常、外部者を排除して社員相互の信頼を維持し、かつ、既存の持分比率が維持されることが重要な権利であるから（有限会社法五一一条参照）、増資の際、名義上の社員が、出資引受権の割当てを受け、払込をし、会社から持分の付与を受けた場合、実質的な社員と名義上の社員との間の実質的な公平を図るために不当利得の法理を適用し、実質的な社員は、名義上の社員に対し、名義上の社員により払い込まれた増資分の出資金を支払うことと引き換えに、名義上の社員に付与された持分それ自体の取得を求めることができると解すべきである。」

〔研究〕

一本件はいわゆる失念株の帰属に関する問題の有限会社版であるようである。もつとも、典型的な失念株問題は、株式譲渡に伴つて生じるが、本件では社員権譲渡は行われていない。そこで、この点をまず検討しておこう。

Y_1 有限会社の設立当初の社員名簿には、「事実」欄記載の①のようない出資口数関係が記載されていた。けれども、実質的な出資口数関係は、XとAが一〇〇〇口ずつ所有していたのであり、 Y_2 ～ Y_6 は実際には社員ではなかつた。つまり、 Y_2 ～ Y_6 の名義は借用されていたわけであり、Aおよび Y_2 ～ Y_6 の名義はXとAを表示する名称であつたと解される。このような借用がなされていた理由は詳らかではないが、XとAが一〇〇万円ずつ出資して Y_1 社を設立した経緯からすると、Aおよび Y_2 ～ Y_6 の名義はXとAを表示する名稱であると、 Y_1 社も認めていたといつてよい事例であつたと思われる（この点、「本件コメント」金融・商事判例一二五号〔二〇〇五年〕五一～五三頁によると、東京高判平成一三年四月二六日は次のように認定していたようである。すなわち、公認会計士の助言もあつて、税法上有利になるように出資者としてXの代わりにAの家族の氏名を借用したに過ぎない。そして、XはAの内縁の妻として、病弱で社交が苦手なAを補いAの看病をしながら、各種事業において多くの分野を担当し主導的に事業を推進していた）。

有限会社の社員には出資引受権が認められ（有限会社法五一一条本文）、本件増資当時の社員名簿（前記出資口数関

係①)に基づき増資が行われたようである(増資決議「有限公司法四七～四九条・六条一項三号」のために社員総会が開催されたか否かは不明)。確かに、会社との関係は社員名簿に基づいて権利関係が処理される(有限公司法二〇条一項)。しかし本件では、出資一〇〇〇口分については「AおよびY₂～Y₆」こと「X」であるとY₁社も認識していたと判断される(借用名義登録時点では会社が認めていた以上、その後の「代表」取締役の交代によつても、借用名義がXを表示する旨をXが主張できないようになるわけではない「証明の問題は別個に生じる」)。したがつて、本件増資当時のY₁社総出資口数二〇〇〇口のうち、一〇〇〇口については、Y₁社はXを社員として扱わなければならぬ(山本爲三郎「株主名簿制度効力論」法学研究七〇卷一二号「一九九七年」二三〇～二三三頁参照)。

この点、Aが死亡した平成二年一月一五日以降、本件増資当時においても、Aを相続したY₂～Y₆とXとの間でY₁社の持分の帰属先が争われていた。そして、東京高判平成二年四月二六日(同年九月四日確定)により、Y₁社総出資口数二〇〇〇口のうち(本件増資については主張がなかつたのであろう)、一〇〇〇口についてはXに帰属する旨が、XとY₂～Y₆間で確認されている。実質的な当事者間で、持

分紛争は一応解決されたのである。一方、Y₁社とXとの関係では、上述のように、社員名簿登録名義に関するXの主張・証明によることになる。

Xの社員権を無視した本件増資手続に瑕疵はあるが(増資決議すら不存在であるといつてよい事例であろう)、本件ではこの点には触れられていない。X自身が本件増資の無効を主張していないのである。増資無効の訴えの提訴期間(有限公司法五六条一項)はすでに経過しているのであるうし(さらに、代表権を有する取締役「おそらくY₃」が増資手続を行つたのであろうし、出資も履行されているので、本件増資が不存在であつたとは解し難いであろう)、また、増資自体はなされる必要があつたからであろう(平成二年の有限公司法改正において有限公司の最低資本金が一〇〇円から三〇〇万円に引き上げられたが「改正九条」、引上の猶予期間が設けられ、それは平成八年三月三一日までであつた〔改正附則一条・一八条一項、平成二年政令三五一号〕)。なお、同改正においては出資一口の最低額も一〇〇円から五万円に引き上げられたが〔同年改正一〇条一〕平成二三年改正で最低額規制は撤廃された)、既存会社については従前の例によることとされた〔改正附則一二二条〕)。

本件訴訟においては、結局、本件増資時の持分は、会社との関係では出資口数関係①の名義どおりに取り扱われ（社員名簿の登録名義に形式的に従つたこのような会社の取扱自体には、Xは異を唱えていない）、XとY₂・Y₆との関係では、総出資口数二〇〇〇口のうち一〇〇〇口についてはXに帰属するよう扱われることになる（①の出資口数関係につき各人の持分を半分にし、減じた一〇〇〇口がXの持分）。そうすると、本件増資における出資引受権の付与につき、A（その相続人）側にのみ付与した会社の取扱は社員割当として有効とされ、XとA（その相続人）側との関係では出資引受権の半数はXに帰属すべきことになる。このような関係は、従来、失念株問題として認識されてきた法構造に類似する（なお、最判昭和四三年一二月二日民集二二巻一三号二九四三頁「顧客の委託の趣旨に従つて自己の名において上場株式を取得して保管中に破産宣告を受けた証券会社に対して、委託者は当該株式につき取戻権を行使できるが、さらに、当該株式につき名義人であつた右証券会社が株主割当により取得した新株についても給付請求できるとされた事例）参照）。

二 株主割当による新株発行において株主名簿上の名義人である株式譲渡人が引き受けて払込をなした株式につき、

あるいは、株主名簿上の名義人である株式譲渡人に無償交付や配当された株式につき（いずれも平成二年改正前商法の概念）、その株式（失念株）の帰属が当該名義人と名義書換未了株主である譲受人ととの間で争われた裁判例は、近年、裁判例集の中に見受けられなくなってきた。また、著名な最判昭和三五年九月一五日民集一四巻一一号二一四六頁をはじめ、上記のような紛争事例は、公開会社株式の譲渡に伴つて生じた失念株が対象とされていた（福島地判昭和二九年一月二九日下民集五巻一号八六頁、東京地判昭和三七年四月一二日下民集一三巻四号七二八頁、山口地判昭和四二年一二月七日下民集一八巻一一・一二号一一五三頁、大阪地判昭和四五年二月二六日週刊金融・商事判例二三〇号一二頁、東京地判昭和四八年二月二三日判例時報六九七号八七頁、大阪高判昭和五一年七月七日金融・商事判例五〇四号二七頁、東京地判昭和五六年六月二十五日金融・商事判例六三六号五五頁、東京地判平成一六年七月一五日金融・商事判例一二二五号五九頁）。

近年、上記のような失念株に関する裁判例が少ないので、上場会社の株式譲渡につき株券保管振替機関が実質株主を発行会社に通知することにより（実質）株主が権利行使することになる制度（したがつて株式譲受人が名義書換を失

念する事態は制度上ない)、つまり、株券保管振替制度の利用が進展したのが主たる理由ではないかと思われる——反面、従来の失念株とは利益状況を異にする機構名義失念株の問題が生じるようになつた(永井恒男「株券保管振替制度と株主総会実務」商事法務一三二〇号「一九九三年」四六〇四七頁参照)。

公開会社株式に関してのみ問題が顕現してきたのは、小規模閉鎖会社においては失念株が発生し難いからであろう。事实上、社員(株主)の交替が会社に把握されやすいし、制度上も、社員権譲渡規制(有限会社法一九条)、株式会社においても、小規模閉鎖会社の多くが定款による株式譲渡制限制度(商法二〇四条一項但書)を採用している)が設けられているからである。

三 以上に述べたような点から見て、本件は特殊である。

制度上の小規模閉鎖会社である有限会社において、本件のような「失念持分」問題が生じたのは、名義借用、持分帰属紛争に、最低資本金規制が重なつたからである。したがつて、公開株式会社における株式譲渡と名義書換の時間差から生じる失念株問題と、本件を同視してよいとは慎重に見極めなければならない。通常の失念株問題では、新株引受権の価値を含む価格で株式が譲渡されたか、名義書換

未了株主は名義を書き換えないことで権利(新株引受権)を放棄しているのか、という点が重視される。本件では、そもそも社員権譲渡ではなく、XはY社設立当初からの社員である。Xが出資引受権を有するのは当然である。これに對して、Xの一〇〇〇口分についてもA・Y₂・Y₆に出資引受権があるとすると、それは当該一〇〇〇口についても、XではなくA・Y₂・Y₆が社員権を有すること(A・Y₂・Y₆とXとの関係において、東京高判平成一三年四月二六日で否定されている)を意味する——もちろん社員権本体と(抽象的)出資引受権とが分属する構成は採りえない。A・Y₂・Y₆は本件増資に対応する具体的な出資引受権を有するのではないかと仮定しても、そもそも社員名簿の記載(①)にもかかわらずY₁社との関係においてもXが一〇〇〇口分の社員であるから、Xの一〇〇〇口分に対応する具体的な出資引受権をA・Y₂・Y₆が取得する根拠がない。Xは、社員名簿上の名義に形式的に従つて行われた本件増資に対し、異を唱えていないが、これをもつて出資引受権を放棄したとはいえない。以上を要するに、Xの一〇〇〇口分についてA・Y₂・Y₆に出資引受権が帰属することはない。そして、本件紛争の本質は、東京高判平成一三年四月二六日と同様に、会社支配に直結する持分帰属紛争である。

そうだとすると、実際には総出資口数の半分を有しながらその帰属が争われている最中に、最低資本金規制に適合するように社員名簿（②）を基準にして社員割当による増資が行われ、「失念持分」が生じた、という経緯に鑑みると、Xは出資払込金と引換に「失念持分」の引渡を請求できると解するのが妥当な結論というべきであろう。繰り返しになるが、本件紛争の本質は、会社支配に直結する持分帰属紛争だからである。

以上のような判断からすれば、本判決の結論は支持しうるものである。

四 失念株に関して、名義人株主と名義書換未了株主との法的関係を説明する所説として、周知のように、不当利得説と準事務管理説とが対立している。本件事例は、一見この失念株の構造と同一であるかのようであるが、すでに見てきたように、社員名簿上の名義は眞の社員であるXを表示する名義であり、Y₁社もそれを認識していたと解されるただし、本件増資にあたって、Y₁社は名義人その者を社員として扱つたが、Xはこの会社との関係での取り扱いには瑕疵を主張しなかつた。このような特殊な条件のもとで、Y₁社と名義人との関係が、名義人と眞の社員であるXとの関係と区別されることとなつたのである。

したがつて、本件の結論を導くのに、従来の失念株問題に関する上記所説をあてはめるにしても、特に次の点に関する考慮が必要である。すなわち、失念株問題に関する所説の中では、名義人株主は新株引受によって得た利益を引き渡せばよい、とする立場が有力である。けれども、これまでの裁判例におけるような事例では、経済的利益の引渡での解決が合理的であり現実的であつたかもしれないが、同じく公開会社の場合であつても、会社支配構成に影響を与えるような場合には（通例、失念株問題は生じないであろうが）、名義書換未了株主に失念株引渡請求を認める余地のない解釈を採るべきではない。本件のような小規模閉鎖会社（有限会社）の場合には、名義書換未了株主（社員）は、株金（出資）払込金と引換に失念株（失念持分）の引渡を請求できると解するのを原則とするべきであろう（なお、鳥山恭一「本判決解説」法学セミナー六〇五号〔二〇〇五年〕一二二六頁は、不当利得説の立場から公開会社でも閉鎖会社でも原則は同様に解すべきだとされる）。

山本 翁三郎